

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて

（最終改正：令和7年3月26日）

令和3年11月30日

工務管理課

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける技術者配置の特例（以下「専任特例」という。）のうち、法第26条第3項第2号による専任特例（以下「専任特例2号」という。）に関し、下記のとおり取り扱うこととする。

※ 専任特例2号とは、監理技術者の専任を求める建設工事において兼務を認める特例（専任特例）のうち、監理技術者を専任で補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を追加で配置するものを指す。

記

1 次のいずれかに該当する場合は、専任特例2号を活用した監理技術者の兼務を認めないものとする。

- (1) 総合評価落札方式（技術提案評価型）で発注した工事であるとき。
- (2) 総合評価落札方式で発注した二つの工事を同一の配置技術者が兼務しようとするとき。
- (3) 施工場所が県外である工事と兼務しようとするとき。
- (4) 低入札価格調査対象となった工事であるとき。
- (5) 兼務しようとする工事が法第26条第3項第1号による専任特例を活用する場合。

2 監理技術者補佐としての経験について、以下のとおり評価する。

監理技術者補佐として工期の半分を超える期間に従事した経験は、入札参加資格における配置技術者の施工実績並びに総合評価落札方式における「同種工事の施工経験」及び「同一業種の工事成績点」の評価対象として認める。

3 専任特例2号を活用した監理技術者の兼務を希望する場合は、発注者に別記様式を提出し承認を得ること。

【参考 1】 監理技術者の兼務可能な工事の組合せ例

○ 想定事例

工事番号	入札方式	R 2. 1 1	R 2. 1 2	R 3. 1	R 3. 2
工事①	総合評価	公告① → 契約①	※ 監理技術者は申請した技術者を配置		
工事②	価格競争	公告② → 契約②	※ 監理技術者はフリーで配置		
工事③	価格競争		公告③ → 契約③	※ 監理技術者はフリーで配置	
工事④	総合評価		公告④ → 契約④	※ 監理技術者は申請した技術者を配置	

【兼務の可否】

組合せ	工事①	工事②	工事③	工事④
工事①		○	○	×
工事②	○		○	○
工事③	○	○		○
工事④	×	○	○	

※ 工事①と④同士は、入札方式が総合評価であるため、兼務不可

※ 左表に○印のある組合せが兼務可能

【参考 2】 技術者の配置に関する想定問答

① 異なる発注者の工事でも専任特例 2 号を活用した監理技術者の兼務は可能か？

- 各発注機関が定める要件に合致していれば兼務可能ですが、事前に各発注機関の了解を得る必要があります。

② 現在施工中の工事に従事している監理技術者でも専任特例 2 号を活用して兼務させることができるのか？

- 兼務条件に合致している場合は可能ですが、事前に各発注機関の了解を得る必要があります。

③ 兼務している工事の一つが完成した場合、施工中の工事現場に配置している監理技術者補佐の取扱いはどうなるのか？

- 監理技術者が担当する工事が 1 つのみとなり、監理技術者補佐を配置する義務はなくなるため、監理技術者補佐としての立場では従事できません。

なお、会社として継続して業務に従事させることは構いません。

※ 監理技術者補佐であった者の従事期間が工期の半分以下である場合、担当技術者として引き続き当該工事に従事し、合算した従事期間が工期の半分以上を超えれば、入札参加資格における配置技術者の施工実績並びに、総合評価落札方式における「同種工事の施工経験」及び「同一業種の工事成績点」の評価対象とします。

④ 別の工事が発注されるため、現在配置している監理技術者補佐を交代させることは可能か？

- 工事現場毎に専任で配置する必要があるため、原則、交代はできませんが、監理技術者制度運用マニュアル二二(4)の要件を満たす場合は監理技術者補佐の交代を認めます。

⑤ 下請契約の請負代金の額（以下「下請金額」という。）が 5 千万円（建築一式工事においては 8 千万円）未満の場合でも監理技術者を配置し、2 件の工事に従事することは可能か。

- 建設業法では、下請金額が 5 千万円（建築一式工事においては 8 千万円）以上となる場合に「監理技術者」の配置を求めていることから、下請金額 5

千万円（建築一式工事においては8千万円）未満の場合は「主任技術者」としての配置となり、専任特例2号を活用した配置技術者の兼務はできません。ただし、監理技術者制度運用マニュアル三（2）①の各号に定める要件を満たせば、法第26条第3項第1号による専任特例（専任特例1号）を活用して兼務ができます。

☆ 上記以外の取扱いについては、監理技術者制度運用マニュアルを参照するか各発注機関に御相談ください。

備考

入札公告に記載がある場合において、建設業法第26条第3項第2号の規定（以下「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者（以下「当該監理技術者」という。）の兼務を行う場合は以下の（1）～（11）の要件を全て満たさなければならない。

- （1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （4）同一の監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
- （5）当該監理技術者が兼務できる工事は、宮崎県内の工事でなければならない。
- （6）低入札価格調査対象の工事ではないこと。
- （7）当該監理技術者が兼務するもう一つの工事について、現場代理人等（変更）通知書等が提出され、発注者の同意が得られていること。
- （8）当該監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （9）当該監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （10）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- （11）当該監理技術者が兼務しようとする工事は建設業法第26条第3項第1号の規定による兼務でないこと。